

# 公 募

下記のとおりオープンカウンターによる見積り合わせを行います。

## 記

### 1 オープンカウンターに付する事項（売払）

- (1) 件名：九州農政局災害用備蓄食料品売払
- (2) 品名及び重量：仕様書による
- (3) 引渡期限：仕様書による
- (4) 引渡場所：仕様書による

### 2 オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）又は九州農政局随意契約名簿において、「物品の買受け」の資格を有している者であること。
- (2) 九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 上記1の(3)の「引渡期限」内に確実に履行できる者であること。
- (5) 下記9の「支払条件」によって確実に期限内に支払できる者であること。

### 3 見積書の作成

- (1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成すること。
  - ① 宛名（「契約担当官 九州農政局長 北林 英一郎」とすること。）
  - ② 見積内容（品名、単位、数量、単価、金額等）
  - ③ 作成日
  - ④ 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
  - ⑤ 住所
- (2) 見積書の様式は、任意とする。

### 4 見積依頼書の交付日時及び場所

見積依頼書は、以下の期間及び交付場所において、無料にて交付する。

- (1) 日時：令和5年8月1日（火）から令和5年8月16日（水）（ただし、行政機関の休日を除く。）午前10時～午後5時
- (2) 場所：熊本市西区春日2丁目10番1号 九州農政局総務部会計課（熊本地方合同庁舎A棟4階）の受付カウンター
- (3) 電話番号：096-211-9111（代表）

### 5 見積書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：見積依頼書のとおり
- (2) 場所：九州農政局総務部会計課（熊本地方合同庁舎A棟4階）の受付カウンターに備

え付けた見積書投函箱へ直接投函（投函箱への直接の投函以外のFAX、電子メール等による提出は受け付けない。）

6 見積書の無効

本公募に示した競争参加資格のない者の見積、見積書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約書作成の要否：要

8 開札及び落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上のうち、最高価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

9 支払条件

歳入徴収官九州農政局総務部長の発行する納入告知書により指定された期日までに納入すること。

令和5年8月1日

契約担当官

九州農政局長 北林 英一郎

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表しています。

（不当な働きかけ）

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある  
依頼又は情報聴取

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議  
決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んで  
います。